

# 官報号外

昭和四十四年五月十五日

## ○第六十一回衆議院会議録 第三十七号

昭和四十四年五月十五日(木曜日)

議事日程 第二十九号

昭和四十四年五月十五日

午後二時開議  
第一 職業訓練法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件  
日程第一 職業訓練法案(内閣提出)

右  
職業訓練法案

国会に提出する。

昭和四十四年三月三十一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

職業訓練法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)  
第二章 職業訓練計画(第五条—第七条)

第三章 職業訓練の体系(第八条—第十三条)  
第一節 公共職業訓練施設等(第十四条—第一  
二十三条)

第二節 職業訓練の認定等(第二十四条—第  
二十七条)

第三節 職業訓練指導員(第二十八条—第三  
十条)

### 第四章 職業訓練団体

#### 第一節 職業訓練法人(第三十一条—第四十 三条)

#### 第二節 職業訓練法人連合会及び職業訓練法 人中央会(第四十四条—第六十一条—第六十六 条)

#### 第五章 技能検定(第六十二条—第六十六条)

#### 第六章 技能検定協会

#### 第一節 中央技能検定協会(第六十七条—第 八十六条)

#### 第二節 都道府県技能検定協会(第八十七 条—第九十四条)

#### 第七章 職業訓練審議会(第九十五条—第 七条)

#### 第八章 雜則(第九十八条—第一百一条)

#### 第九章 嘲則(第一百三条—第一百八条)

#### 附則

#### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)と相まって、技能労働者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるために職業訓練及び技能検定を行なうことにより、職業人として有為な労働者を養成し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図ることとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「労働者」とは、事業主に雇用される者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員を除く。)及び求職者(同項に規定する船員となるうとする者を除く。以下同じ。)をいう。

(職業訓練の原則)

第三条 職業訓練は、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行なわれなければならない。

2 職業訓練は、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行なわればならぬ。

3 職業訓練と青年学級振興法(昭和二十八年法律第二百十一号)による教育とは、重複しないように行なわなければならない。

4 青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮して行なわなければならない。

5 身体に障害がある者等に対する職業訓練は、特にこれらの者の身体的事情等に配慮して行なわなければならない。

6 職業訓練及び技能検定は、相互に密接な関連のもとに行なわなければならない。

7 職業訓練の振興を行なうように努めなければならない。

8 職業訓練団体は、事業主の関係者の責務

9 その他の関係者に対する必要な援助を行なう等職業訓練の振興を行なうように努めなければならない。

10 職業訓練基本計画(以下「職業訓練基本計画」という。)を策定するものとする。

11 職業訓練基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

12 職業訓練基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

13 職業訓練及び技能検定の動向に関する事項

14 職業訓練及び技能検定の実施目標に関する事項

15 職業訓練及び技能検定について講じようとする施策の基本となるべき事項

16 職業訓練基本計画は、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、か





ては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

### (職業訓練指導員試験)

#### 第三十条 職業訓練指導員試験は、労働大臣が行

な。前項の職業訓練指導員試験(以下「職業訓練指導員試験」という。)は、実技試験及び学科試験によつて行なう。

#### 3 職業訓練指導員試験を受けることができる者

は、次の者とする。

#### 一 第六十二条第一項の技能検定に合格した者

#### 二 労働省令で定める実務の経験を有する者

#### 三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

#### 4 前項第三号に掲げる者の範囲は、労働省令で定める。

#### 5 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対し、第二項の実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

6 第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

### 第四章 職業訓練団体

#### 第一節 職業訓練法人

#### (職業訓練法人)

第三十一条 認定職業訓練を行なう社団又は財団は、この法律の規定により職業訓練法人とすることができる。

(人格等)  
第三十二条 職業訓練法人は、法人とする。

2 職業訓練法人でないものは、その名称中に職業訓練法人という文字を用いてはならない。ただし、職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会並びに第四十四条第二項ただし書に規定する団体については、この限りでない。

### (業務)

#### 第三十三条 職業訓練法人は、認定職業訓練を行なうほか、次の業務の全部又は一部を行なうこと。

一 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行なうこと。

二 職業訓練に関する調査及び研究を行なうこと。

三 前二号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務を行なうこと。

(登記)

#### 第三十四条 職業訓練法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項には、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

(設立等)  
第三十五条 職業訓練法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、設立することができない。

2 職業訓練法人は、社団であるものにあつては定款で、財団であるものにあつては寄附行為で、次の事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 認定職業訓練のための施設を設置する場合

には、その位置及び名称

四 主たる事務所の所在地

五 社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項

六 社団である職業訓練法人にあつては、会議に関する事項

七 役員に関する事項

八 会計に関する事項

九 解散に関する事項

十 定款又は寄附行為の変更に関する事項

十一 公告の方法

十二 職業訓練法人の設立当時の役員は、定款又は寄附行為で定めなければならない。

十三 職業訓練法人の設立の認可の取消しの議決

### (設立の認可)

#### 第三十六条 都道府県知事は、前条第一項の認可の申請があつた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、設立の認可をしなければならない。

一 当該申請に係る社団又は財団の定款又は寄附行為の内容が法令に違反するとき。

二 当該申請に係る社団又は財団がその業務を行なうために必要な経営的基盤を欠く等当該業務を的確に遂行することができる能力を有しないと認められるとき。

三 第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる理由により職業訓練法人が解散したときは、清算人は、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第四十七条 職業訓練法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 職業訓練法人は、成立の日から二週間以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(監事の兼職の禁止)

第三十八条 職業訓練法人に監事を置いた場合には、監事は、職業訓練法人の理事又は職員を兼任してはならない。

(定款又は寄附行為の変更)

第三十九条 定款又は寄附行為の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第三十六条の規定は、前項の認可について準用する。

(解散)

第四十条 職業訓練法人は、次の理由によつて解散する。

一 定款又は寄附行為で定めた解散理由の発生

二 目的とする事業の成功の不能

三 社団である職業訓練法人にあつては、総会

### 四 社団である職業訓練法人にあつては、社員の欠亡

#### 五 破産

#### 六 設立の認可の取消し

2 前項第二号に掲げる理由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる理由により職業訓練法人が解散したときは、清算人は、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

(残余財産の帰属)

第四十二条 都道府県知事は、職業訓練法人が次

の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに一年以上認定職業訓

練を行なわないとき。

二 その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待すること

ができないとき。



二 事業計画又は收支予算の決定又は変更
三 解散
四 会員の除名
五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項
4 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上が多数で決する。

第五十七条 連合会又は中央会は、次の理由によつて解散する。
一 総会の議決
二 破産
三 設立の認可の取消し
2 前項第一号に掲げる理由により解散したときは、清算人は、連合会にあつては都道府県知事に、中央会にあつては労働大臣に、その旨を届け出なければならない。

(清算人)
第六十一条 第三十四条の規定は連合会又は中央会の登記について、第三十七条並びに民法第四十一条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条、第六十四条から第六十六条まで及び第六十七条第二項の規定は連合会又は中央会の設立、管理及び運営について、第四十一条第一項前段、第二項及び第四項並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く)及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項(解散に係る部分を除く)、第三十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第一百三十六条、第三百三十七条並びに第三百三十八条の規定は連合会又は中央会の解散及び清算について準用
(准用)
第六十二条 都道府県知事又は労働大臣は、それぞれ連合会又は中央会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないときは、その設立の認可を取り消すことができる。

3 前項の実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)の基準その他技能検定の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。
4 第三十条第五項の規定は、技能検定試験について準用する。
(受験資格)
第六十三条 技能検定を受けることができる者は、次の者とする。
一 法定職業訓練を修了した者で、労働省令で定める実務の経験を有するもの
二 前号に掲げる者に準ずる者で、労働省令で定めるもの
3 前項の実技試験及び学科試験(以下「技能検定試験」という。)の基準その他技能検定の実施に関し必要な事項は、労働省令で定める。
4 第三十条第五項の規定は、技能検定試験について準用する。
(技能検定の実施)
第六十四条 労働大臣は、毎年、技能検定の実施計画を定め、これを関係者に周知させなければならぬ。
2 労働大臣は、技能検定試験の実施その他の技能検定に関する業務で、政令で定めるものを都道府県知事に行なわせるものとする。
3 労働大臣は、技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に關する技術的指導その他技能検定試験に関する業務の一部を中央技能検定協会に行なわせることができる。
4 都道府県知事は、技能検定試験の実施その他の技能検定試験に關する業務の一部を都道府県技能検定協会に行なわせることができる。
5 労働大臣は、特に必要があると認めるときは、

(決算関係書類の提出)



(財産の処分等)

第八十条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、総会が議決をしないときは、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

前項の規定により清算人が財産処分の方法を定める場合には、残余財産は、中央協会と類似の技能検定の推進のための活動を行なう団体に帰属せらるものとしなければならない。

前項に規定する団体がない場合には、当該残余財産は、国に帰属する。

(決算関係書類の提出)  
第八十一条 中央協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を労働大臣に提出しなければならない。

(報告等)  
第八十二条 労働大臣は、必要があると認めるときは、中央協会に對してその業務に關し必要な報告をさせ、又はその職員に、中央協会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

ない。

(勧告等)

第八十三条 労働大臣は、中央協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は不当であると認めることは、中央協会に對して、これを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合には、次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。

一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 設立の認可を取り消すこと。

(連絡)  
第八十四条 中央協会は、その業務を行なうにあたつては、都道府県知事と密接に連絡するものとする。

(秘密保持義務)  
第八十五条 中央協会の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

(準用)  
第八十六条 第二十四条の規定は中央協会の登記について、第三十七条、第五十条、第五十三条第二項から第四項まで及び第六項並びに第五十一条から第五十六条まで並びに民法第四十四

条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は中央協会の設立、管理及び運営について、同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条ま

で、第八十二条(解散に係る部分を除く)及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項(解散に係る部分を除く)、第三十六条、第三十七条ノ一、第三十五条ノ二十五第

二項及び第三項、第三十六条、第三十七条並びに第三百三十八条の規定は中央協会の解散及び清算について準用する。この場合において、

第三十七条第二項中「都道府県知事」とあるのは「労働大臣」と、民法第五十六条规定の「裁判所ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「労働大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業訓練法(昭和四十四年法律第

二号)第七十九条」と読み替えるものとす

(会員の資格)

第九十一条 都道府県協会を設立するには、その

会員にならうとする五以上のものが発起人となることを要する。

(役員)

第九十二条 都道府県協会に、役員として、会長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

2 都道府県協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

(都道府県等の援助)

第九十三条 都道府県及び雇用促進事業団は、公共職業訓練施設その他適当な施設を都道府県協会に使用させる等の便益を提供するように努めなければならない。

(準用)  
第八十八条 都道府県協会は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。(業務)  
第八十九条 都道府県協会は、第六十四条第四項の規定による技能検定試験に關する業務を行な

うほか、次の業務を行なうものとする。

一 技能検定に關する広報を行なうこと。

二 前号に掲げるもののほか、技能検定に關し必要な業務を行なうこと。

(会員の資格)

第九十条 都道府県協会の会員の資格を有するものは、認定職業訓練を行なう事業主等その他定めるものとする。

(会員)

第九十二条 都道府県協会を設立するには、その

会員にならうとする五以上のものが発起人とな

ることを要する。

(役員)

第九十三条 都道府県協会に、役員として、会長

一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

2 都道府県協会に、役員として、前項の理事及

び監事のほか、定款で定めるところにより、非

常勤の理事及び監事を置くことができる。

(都道府県等の援助)

第九十四条 第二十四条の規定は都道府県協会の

登記について、第八十五条の規定は都道府県協会の役員等の秘密保持義務について、第三十七

条、第四十八条、第五十条、第五十三条第二項の規定による技能検定試験に關する業務を行な

から第四項まで及び第六項、第五十四条から第五十六条まで、第七十二条、第七十四条、第七十五条、第七十七条並びに第八十一条から第八十三条まで並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第七十八条から第八十条まで並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）、第三十六条、第三十七条ノ一、第三百三十五条ノ二十五第一項及び第三項、第一百三十六条、第一百三十七条並びに第一百三十八条の規定は都道府県協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第七十四条、第七十五条第二項、第七十七条第二項、第七十八条第二項、第七十九条、第八十条第一項、第八十一條、第八十二条第一項並びに第八十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第八十条第二項中「國」とあるのは「都道府県」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「都道府県知事ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業訓練法（昭和四十四年法律第号）第九十一条」、中央職業訓練審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

第八十三条中「主務官厅」とあるのは「都道府県知事」と、非訟事件手続法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官厅」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。  
**第七章 職業訓練審議会**  
 第九十五条 労働省に、中央職業訓練審議会を置く。  
**（中央職業訓練審議会）**  
 第九十六条 労働省令への委任  
 第九十七条 都道府県職業訓練審議会は、都道府県に、都道府県職業訓練審議会を置く。  
**（都道府県職業訓練審議会）**  
 第九十八条 前条に定めるもののほか、中央職業訓練審議会に關し必要な事項は、労働省令で定めることを置くことができる。  
**（労働省令への委任）**  
**（職業訓練施設の経費の負担）**

第九十九条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が設置する専修職業訓練校及び身体障害者職業訓練校に要する経費の一部を負担する。  
**（手数料）**  
 第一百条 職業訓練指導員免許を受けようとする者は、職業訓練指導員試験を受けようとする者、第六十二条第一項の技能検定を受けようとする者、者又は第二十八条第三項の免許証若しくは第六十五条の合格証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。  
**（権限の委任）**  
 第百一条 第六十四条第二項に定めるもののほか、この法律に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。  
**（報告）**  
 第百二条 労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に対しても、公共職業訓練施設の設置及び運営、事業主等の行なう職業訓練に関する援助その他職業訓練に関する事項について助言及び勧告を

9 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。  
 10 特別委員は、議決に加わることができない。  
 11 委員及び特別委員は、非常勤とする。  
 12 中央職業訓練審議会に、職業訓練及び技能検定に關する専門的な事項を調査させるため、部会を開くことができる。  
**（職業訓練施設の経費の負担）**  
 2 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、雇用促進事業団に対して、公共職業訓練施設の運営その他職業訓練に關する事項について、報告を求め、及び必要な命令をすることができる。  
**（手数料）**  
 第百二条 労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県が設置する専修職業訓練校及び身体障害者職業訓練校に要する経費の一部を負担する。  
**（権限の委任）**  
 第百三条 職業訓練指導員免許を受けようとする者は、職業訓練指導員試験を受けようとする者、第六十二条第一項の技能検定を受けようとする者、者又は第二十八条第三項の免許証若しくは第六十五条の合格証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。  
**（報告）**  
 第百四条 第六十四条第二項に定めるもののほか、この法律に定める労働大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。  
**（報告）**  
 第百二条 労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に対しても、公共職業訓練施設の設置及び運営、事業主等の行なう職業訓練に関する援助その他職業訓練に関する事項について助言及び勧告をして、認定職業訓練を実施する事業主等に対し





に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職業訓練法人中央会及び中央技能検定協会の監督に関する事項

(身体障害者福祉法の一改正)

第二百八十三号の一部を次のようにより改める。

第十八条第一項第二号中「公共職業訓練」を

「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改めること。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

第七十二条の五第一項第一号中「並びに学校法人」を「学校法人」に改め、「貿易研修センター」の下に「職業訓練法人、職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会並びに中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会」を加える。

第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百一十九号)の一部を次のように改める。

第十三条第一項第一号トを次のように改める。

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

第十七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百一十九号)の一部を次のように改める。

第十八条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改める。

第十三条第一項第一号トを次のように改める。

ト 職業訓練法(昭和四十四年法律第二百十九号)第十五条又は第十九条の規定により

設置される専修職業訓練校、高等職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の施設

(最低賃金法の一部改正)

第十九条 最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改める。

第十八条第二号を次のように改める。

三 職業訓練法(昭和四十四年法律第二百三十二号)第二条第二項に規定する職業訓練を行なうことを目的とするもの」を

「昭和四十四年法律第二百三十三号」第二条第二項に規定する職業訓練を行なうことを目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの、職業訓練法人連合会若しくは職業訓練法人中央会」に改め、同項に次の一号を加える。

二十一条 中央技能検定協会又は都道府県技能検定協会が職業訓練法第六十九条又は第八

十九条に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

に改正する。

第十一条第一項中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」、「一般職業訓練所又は総合職業訓練所」を「専修職業訓練校又は高等職業訓練校」に改め、同条第二項中「一般職業訓練所」を「専修職業訓練校」に改める。

第十二条 地方税法(昭和四十年法律第二百三十三号)による一般職業訓練所、総合職業訓練所、職業訓練大学校又は身体障害者職業訓練所」を「(昭和四十四年法律第二百三十三号)による一般職業訓練所、総合職業訓練

第十九条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百一十九号)の一部を次のように改める。

第三条第二十三号中「(昭和三十三年法律第二百三十三号)による一般職業訓練所、総合職業訓練

第十八条 國有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改める。

第三条第一項第一号トを次のように改める。

ト 職業訓練法(昭和四十四年法律第二百三十三号)第十五条又は第十九条の規定により

設置される専修職業訓練校、高等職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の施設

(最低賃金法の一部改正)

第十九条 最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改める。

第十八条第二号を次のように改める。

ト 職業訓練法(昭和四十四年法律第二百三十三号)第十五条又は第十九条の規定により

設置される専修職業訓練校、高等職業訓練

第十五条第二項中「一般職業訓練所」を「専修職業訓練所」を「(昭和四十四年法律第二百三十三号)第三十四条第一項」を「(昭和四十四年法律第二百三十三号)第九十九条」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第三号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第三号中「公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

第十二条 地方税法(昭和三十六年法律第二百三十六号)の一部を次のように改める。

第十九条第一項第一号中「総合職業訓練所」を

「高等職業訓練校」に、「事業内職業訓練」を「事業主その他のものを行なう職業訓練」に改め、

同項第二号中「公共職業訓練」を「公共職業訓

練施設の行なう職業訓練」に改め、同条第四項中「職業訓練法(昭和三十三年法律第二百三十三号)第二十八条の規定による技能検定の試験又は公共職業訓練」を「公共職業訓練施設の行なう職業訓練」に改める。

第二十三条 所得税法(昭和四十年法律第二百三十三号)の一部を次のように改める。

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のようにより改める。

第二十四条 法人税法(昭和四十年法律第二百三十四号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中土地区画整理組合の項の次に次のように加える。

第二十五条 法人税法(昭和四十年法律第二百三十四号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第二十六条 法人税法(昭和四十年法律第二百三十六号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第二十七条 法人税法(昭和四十年法律第二百三十七号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第二十八条 法人税法(昭和四十年法律第二百三十八号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第二十九条 法人税法(昭和四十年法律第二百三十九号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第三十条 法人税法(昭和四十年法律第二百四十号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第三十一条 法人税法(昭和四十年法律第二百四十一号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第三十二条 法人税法(昭和四十年法律第二百四十二号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第三十三条 法人税法(昭和四十年法律第二百四十三号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第三十四条 法人税法(昭和四十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第三十五条 法人税法(昭和四十年法律第二百四十五号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

第三十六条 法人税法(昭和四十年法律第二百四十六号)の一部を次のように改める。

別表第二第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

職業訓練法人	職業訓練法(昭和四十四年) 法律第○号
中央会	
職業訓練法人	

別表第二第一号の表中地方団体関係団体職員  
共済組合の項の次に次のように加える。

の次に次のように加える。

都道府県技能検定協会 職業訓練法

**第  
一  
五  
条** 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

理由

最近における技能労働力の需給の動向、技術革新の進展の状況等に即応する職業訓練及び技能検定の制度を確立するため、職業訓練体系の整備、公共職業訓練施設の拡充、事業主等の行なう職業訓練の振興、技能検定の実施体制の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長森田重次郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森田重次郎君登壇〕

○森田重次郎君 ただいま議題となりました職業訓練法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における技能労働力の需給の動向、技術革新の進展の状況等に即応する職業訓練及び技能検定の制度を確立するため、職業訓練体系の整備等の措置を講ずるもので、そのおもなる内容は次のとおりであります。

第一に、職業訓練は、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行なわれなければならないものとし、職業訓練の振興に関する事業主及び国等の責務を明確にすること。

第二に、労働大臣は、職業訓練及び技能検定の重点的かつ計画的な推進をはかるため、職業訓練基本計画を策定するものとすること。

第三に、職業訓練の体系を段階的に整備するため、職業訓練の種類を養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練、再訓練及び指導員訓練とし、養成訓練は専修訓練課程と高等訓練課程に区分して行な

54

第四に、公共職業訓練施設の名称を職業訓練校と改めるとともに、その業務内容を拡充して、関係地域における職業訓練の振興に資するよう運

本案の委員長の報告は可決であります。本案を  
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を  
求めます。

○副議長(小平久雄君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○語長(小平久雄)　本日はこれにて散会い

卷之二

正統圖書

勞 働 大 臣 原 健 三 郎 君

第三回

――去る十三日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

## 觀光基本法第五条第一項の規定に基づく昭和四十三年度観光の大元と國する年次報告

觀光基本法第五条第一項の規定に基づく昭和四

一、去る十三日、内閣を経由して首都圈整備委員会委員長坪川詔三君から、首都圈整備去第十五

条の規定に基づく昭和四十三年度首都圈整備委員会年次報告書を受領した。

(常任委員辞任)

一、去る十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

野呂 恒一君

岡田 春夫君

古内 広雄君

檜崎弥之助君

大蔵委員

西岡 武夫君

野呂 恒一君

予算委員

岡田 春夫君

一、昨十四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

毛利 松平君

勝間田清一君

大蔵委員

川崎 秀二君

田原 春次君

文教委員

佐藤觀次郎君

山田 瞬目君

文教委員

下平 正一君

井上 泉君

社会労働委員

山田 瞬目君

佐藤觀次郎君

森本 原君

商工委員

勝澤 芳雄君

田原 春次君

運輸委員

中谷 鉄也君

とおりである。

道路整備特別措置法の一項を改正する法律案（内閣提出第一〇八号）

建設委員会 付託

電気工事業の業務の適正化に関する法律案（海部俊樹君外八名提出、衆法第四二号）

建設委員会 付託

道路交通特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第十三号）

建設委員会 付託

電気工事業の業務の適正化に関する法律案（海部俊樹君外八名提出、衆法第四二号）

（号外）

社会労働委員  
佐藤觀次郎君  
山田 耻目君

商工委員  
中谷 鉄也君  
勝間田清一君

商工委員  
田原 春次君  
勝澤 芳雄君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
森本 原君  
毛利 松平君

商工委員  
川崎 秀二君  
山田 瞬目君

商工委員  
田原 春次君  
佐藤觀次郎君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
森本 原君  
毛利 松平君

商工委員  
川崎 秀二君  
山田 瞬目君

商工委員  
田原 春次君  
佐藤觀次郎君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
森本 原君  
毛利 松平君

商工委員  
川崎 秀二君  
山田 瞬目君

商工委員  
田原 春次君  
佐藤觀次郎君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
森本 原君  
毛利 松平君

商工委員  
川崎 秀二君  
山田 瞬目君

商工委員  
田原 春次君  
佐藤觀次郎君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
森本 原君  
毛利 松平君

商工委員  
川崎 秀二君  
山田 瞬目君

商工委員  
田原 春次君  
佐藤觀次郎君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
森本 原君  
毛利 松平君

商工委員  
川崎 秀二君  
山田 瞬目君

商工委員  
田原 春次君  
佐藤觀次郎君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
森本 原君  
毛利 松平君

商工委員  
川崎 秀二君  
山田 瞬目君

商工委員  
田原 春次君  
佐藤觀次郎君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
森本 原君  
毛利 松平君

（号外）

社会労働委員  
原 茂君  
米田 東吾君

商工委員  
原 茂君  
八百板 正君

商工委員  
中谷 鉄也君  
勝間田清一君

商工委員  
田原 春次君  
勝澤 芳雄君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
葉梨 信行君  
塙川正十郎君

商工委員  
米田 東吾君  
八百板 正君

商工委員  
原 茂君  
八百板 正君

商工委員  
中谷 鉄也君  
勝間田清一君

商工委員  
田原 春次君  
勝澤 芳雄君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
葉梨 信行君  
塙川正十郎君

商工委員  
米田 東吾君  
八百板 正君

商工委員  
原 茂君  
八百板 正君

商工委員  
中谷 鉄也君  
勝間田清一君

商工委員  
田原 春次君  
勝澤 芳雄君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
葉梨 信行君  
塙川正十郎君

商工委員  
米田 東吾君  
八百板 正君

商工委員  
原 茂君  
八百板 正君

商工委員  
中谷 鉄也君  
勝間田清一君

商工委員  
田原 春次君  
勝澤 芳雄君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
葉梨 信行君  
塙川正十郎君

商工委員  
米田 東吾君  
八百板 正君

商工委員  
原 茂君  
八百板 正君

商工委員  
中谷 鉄也君  
勝間田清一君

商工委員  
田原 春次君  
勝澤 芳雄君

商工委員  
下平 正一君  
井上 泉君

商工委員  
葉梨 信行君  
塙川正十郎君

商工委員  
米田 東吾君  
八百板 正君

商工委員  
原 茂君  
八百板 正君

商工委員  
中谷 鉄也君  
勝間田清一君

（号外）

職業訓練法案（内閣提出）に関する報告書

（内閣提出）

の要旨は次のとおりである。

1 職業訓練は、労働者の職業生活の全期間を通じて、段階的かつ体系的に行なわれなければならないものとし、事業主及び国等の責務を明確にすること。

2 労働大臣は、技能労働力の需給の動向、職

業訓練及び技能検定の実施目標等を定める職業訓練基本計画を策定するものとするこ

と。

3 職業訓練の種類は、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練、再訓練及び指導員訓練と

し、養成訓練は、専修訓練課程及び高等訓練課程に区分すること。

4 公共職業訓練施設は、専修職業訓練校、高等職業訓練校、職業訓練大学校及び身体障害者職業訓練校とすること。

5 都道府県及び雇用促進事業団は、事業主等

が行なう認定職業訓練について、職業訓練指導員の派遣、資料の提供等の援助を行なうよう努めること。

6 職業訓練団体は、職業訓練法人、職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会とし、職業訓練に関し必要な業務を行なうことができること。

7 技能検定は、職種ごとに、等級に区分し、実技試験及び学科試験によつて行なうものとすること。また、技能検定に合格した者は、技能士と称することができる。

8 技能検定に關する業務の一部は、中央技能

検定協会及び都道府県技能検定協会に行なわせることができる。

9 その他職業訓練審議会の設置等所要の規定を設けること。

## 二 議案の可決理由

最近における技能労働力の需給の動向等にかんがみ、職業訓練及び技能検定の制度の改善整備を図ることは、時宜に適するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

本案関係経費として、昭和四十四年度一般会計予算(労働省所管)に四十四億二千六百八十六万四千円、失業保険特別会計(労働省所管)に八十七億七千七百五十五万五千円、労働者災害補償保險特別会計(労働省所管)に一億三千九十五万七千円、石炭対策特別会計(労働省所管分)に一億四千二百四十二万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十四年五月十四日

社会労働委員長 森田重次郎

[別紙]

職業訓練法案に対する附帯決議  
案議院議長 石井光次郎殿

て、特段の配慮を払うよう努力すること。

一 雇用政策の見地から産業の需要のみに応ずることのないよう、養成訓練は、多能工の素地を与える訓練に重点を置くようすること。

一 職業訓練を行なうために必要な施設を整備充実し、同時に、訓練に必要な経費負担の拡充を行ない、労働者の職業訓練を受ける機会を増し、意欲を高めるようにするとともに、都道府県又は市町村の設置する高等職業訓練校に必要な経費の一部を国が補助することについて検討すること。

一 職業訓練に係る教科、訓練期間、設備その他の事項に関する基準の設定並びに技能検定の実施職種及び等級の決定にあたつては、中央職業訓練審議会の意見を尊重するとともに、技能検定と国の行なう他の試験、検定、免許等との関連を強化すること。

一 教科書認定制度の運用にあたつては、特定地域の地場産業の必要性、個々の職業訓練施設の特殊性等を十分考慮すること。

一 認定訓練に必要な経費の一部について、国の補助を拡充するよう努めること。

一 技術革新の進展に対応できるよう職業訓練指導員の資質の向上に努め、このため職業訓練大学校の拡充と現任指導員の再訓練を強化すること。  
一 炭鉱閉山の統発に対処して離職者の能力再開発訓練については、その受け入れ、援助について

特別の配慮を払うよう努力すること。

昭和四十四年五月十五日

衆議院会議録第三十七号

九五八

明治十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

定価一部四十円  
(配送料共)  
発行所

東京都豊島区赤坂葵町二番地  
郵便番号一〇七  
大藏省印刷局  
電話 東京 五六二 四四一一(大代)